

相模原市監査委員公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成22年5月26日に実施した企画市民局企画部各課の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成22年7月1日

相模原市監査委員 大 貫 勲

同 石 橋 忠 文

同 沼 倉 孝 太

同 米 山 定 克

## 1 市長から通知があった日及び当該通知に係る講じた措置の内容

### (1) 通知があった日

平成22年6月9日

### (2) 市長が講じた措置の内容（全文）

情報政策課の委託料の支出に関する事務における不適切な事例につきましては、次のとおり改善を行いました。

契約事務に当たりましては、契約書の重要性を再認識し、契約内容の確認を徹底するよう周知を行いました。また、新たに契約執行に係るチェックリスト（進行管理票）を作成するとともに、契約の締結前に、再度、複数人による確認を行うようチェック体制の強化を図りました。

今後につきましては、契約事務の執行に当たり、契約書類の内容確認を十分に行うとともに、複数人による確認を徹底することにより、適正に事務を執行してまいります。

### (参考)

企画市民局企画部各課の定期監査の結果

#### 1 監査を実施した日及びその結果を市長に提出した日

平成22年5月26日

#### 2 監査の結果（抜粋）

情報政策課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、さがみはらネットワークシステム（公共施設予約システム）運用管理業務委託において、契約書条文の見直しを行い、決裁を受けた契約書案で契約すべきところ、以前に使用した修正前の契約書で契約した不適切な事例が見られた。

契約事務に当たっては、契約書の記載内容を十分確認するとともに、事務処理方法の見直し等必要な措置を講じ、適正な執行に努められたい。